

厚生労働大臣の定める掲示事項 【令和7年6月1日現在】

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1. 入院基本料について

- 急性期一般入院料(日勤、夜勤をあわせて) 入院患者 10 人に対して 1 人以上の看護職員を配置 しております。
- 療養病棟入院基本料(日勤、夜勤をあわせて) 入院患者 20 人に対して 1 人以上の看護職員を配置 しております。
- 地域包括ケア病棟入院料(日勤、夜勤をあわせて) 入院患者 13 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。

なお、病棟、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なりますので、実際の看護配置につきましては、以下をご参照ください。

■ 3 階南 急性期一般入院料

1 日に 12 人以上の看護職員（看護師・准看護師）及び 1 日に 2 人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は以下の通りです。

日勤帯 8：30～17：30	看護職員 1 人あたりの受け持ち患者数は 5 人以内です。 看護補助者 1 人あたりの受け持ち患者数は 20 人以内です。
夜勤帯 17：30～8：30	看護職員 1 人あたりの受け持ち患者数は 20 人以内です。 看護補助者 1 人あたりの受け持ち患者数は 0 人以内です。

■ 3 階東 急性期一般入院料

1 日に 12 人以上の看護職員（看護師・准看護師）及び 1 日に 2 人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は以下の通りです。

日勤帯 8：30～17：30	看護職員 1 人あたりの受け持ち患者数は 5 人以内です。 看護補助者 1 人あたりの受け持ち患者数は 20 人以内です。
夜勤帯 17：30～8：30	看護職員 1 人あたりの受け持ち患者数は 20 人以内です。 看護補助者 1 人あたりの受け持ち患者数は 0 人以内です。

■ 4 階 療養病棟入院料

1 日に 13 人以上の看護職員（看護師・准看護師）及び 1 日に 7 人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は以下の通りです。

日勤帯 8：30～17：30	看護職員 1 人あたりの受け持ち患者数は 4 人以内です。 看護補助者 1 人あたりの受け持ち患者数は 12 人以内です。
夜勤帯 17：30～8：30	看護職員 1 人あたりの受け持ち患者数は 9 人以内です。 看護補助者 1 人あたりの受け持ち患者数は 44 人以内です。

■ 3階北 地域包括ケア病棟

1 日に 9 人以上の看護職員（看護師・准看護師）1 日に 0.3 人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は以下の通りです。

日勤帯 8:30~17:30	看護職員 1 人あたりの受け持ち患者数は 4 人以内です。 看護補助者 1 人あたりの受け持ち患者数は 22 人以内です。
夜勤帯 17:30~8:30	看護職員 1 人あたりの受け持ち患者数は 11 人以内です。 看護補助者 1 人あたりの受け持ち患者数は 0 人以内です。

2. 入院診療計画書、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職種が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、入院後 7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たしております。

3. 東北厚生局長屁の届出事項について

別掲「施設基準について」をご参照ください。

4. 入院食事療養費について

当院は、入院時食事療養費（I）の届出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については 18 時以降）適温で提供しています。治療食（腎臓病・肝臓病・糖尿病等）の提供をしています。

■ 1 食あたりの負担額（一般病棟）

区分	標準負担額 1 食あたり
一般の方	510 円
難病患者、小児慢性特定疾病患者の方（住民税非課税世帯を除く）	300 円
住民税非課税世帯の方	240 円
住民税非課税世帯の方で過去 1 年間入院日数が 90 日を超えている場合	190 円
住民税非課税世帯に属しかつ所得が一定基準に満たない 70 歳以上の高齢受給者	110 円

5. 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方につきましても、明細書を無料で発行し

ております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご本人以外が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

6. 保険外負担について

当院では、個室使用料、証明書・診断書などにつきまして、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いしております。

■特別療養環境の提供(個室差額料金)

3階南	315号 316号 315号	6,050円(1日)
3階東	316号 353号	2,750円(1日)
4階	506号 513号	2,200円(1日)

■診断書・文書料金

生命保険入院証明書	11,000円
生命保険死亡診断書	11,000円
生命保険通院証明書	5,500円
自賠責診断書	5,500円
自賠責後遺症診断書	5,500円
年金診断書	5,500円
生命保険障害診断書	5,500円
死体検案書	5,500円
労災障害補償給付支給請求書診断書	4,000円
自賠責明細書	3,300円
身体障害者診断書	3,300円
照会事項回答書	3,300円
診断書(警察署提出用)	3,300円
死亡診断書(1枚目)	3,300円
診断書(簡易)	2,200円
医療費証明書	550円

■保険外負担

品 名	価 格
紙おむつS (1枚当たり)	88円
紙おむつM (1枚当たり)	99円
紙おむつL (1枚当たり)	121円
昼用尿とりパット (1枚当たり)	22円
夜用尿とりパット (1枚当たり)	44円
尿とりパットパンツ用 (1枚当たり)	28円
リハビリパンツM (1枚当たり)	88円
リハビリパンツL (1枚当たり)	99円
安心シーツ (1枚当たり)	121円
コロナパンツ (1枚当たり)	220円
病衣 (1着当たり)	110円

■ 180日を超える入院に係る特別料金

入院期間が180日を超えた場合は、厚生労働大臣が定める場合を除き、入院基本料の15%を180日超に係る保険外併用療養費『選定療養（保険外）』として、下記の料金を自己負担していただきます。この場合、入院基本料の85%については保険対象となります。この部分についても保険の自己負担割合に応じて自己負担していただきます。

病棟名	入院基本料	保険外併用療養費（選定療養）
		<180日を超えて入院する場合>
一般病棟 3階	急性期一般入院料4	入院基本料の15% 2,193円/日

■後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

患者さんの希望により長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発医薬品最高価格帯の差額の4分の1の金額）が選定療養となり、特別の料金をお支払いいただきます。先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合や後発医薬品が入手困難な場合には、特別の料金はいただけません。

7. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用推進について

当院では、患者さんの医療費の負担軽減や国の政策を推進する観点から、入院および外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しております。また、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にご相談ください。

8. 一般名処方への対応について

当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名（銘柄名）を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名を記載する取り組みを行っております。それにより調剤薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じた調剤が可能になり、患者さんに適切に医薬品を提供できるようになります。

9. 医科点数表第二章第十部手術通則第5号及び第6号並びに歯科点数表第二章第九部手術通則第4号に掲げる手術件数

1) 区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0 件
イ	黄斑下手術等	0 件
ウ	鼓室形成手術等	0 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0 件

2) 区分2に分類される手術

靭帯断裂形成手術等	0 件
水頭症手術等	0 件
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
尿道形成手術等	0 件
角膜移植術	0 件
肝切除術等	0 件
子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 件

3) 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0 件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	0 件
キ	同種死体腎移植術等	0 件

4) 区分4に分類される手術

腹腔鏡下及び胸腔鏡下手術	40 件
--------------	------

5) その他の区分に分類される手術

人工関節置換術	12 件
乳児外科施設基準対象手術	0 件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0 件
冠動脈、大動脈バオパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0 件
経皮的冠動脈形成術	
経皮的冠動脈粥腫瘍切除術	0 件
経皮的冠動脈ステント留置術	